

今井光子議員提案

意見書第四号、フランチャイズ(F C)法の制定を求める意見書(案)につきましても、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第四号

フランチャイズ(F C)法の制定を求める意見書(案)

いま、コンビニエンスストアや量販店、飲食店などの多くがフランチャイズ(F C)制度と呼ばれる経営体制をとっている。この制度は、オーナーがF C本部との契約により店舗を経営する権利を買い取り、F C本部のマニュアルに基づき従業員を雇い入れ、仕入れや廃棄などの管理販売をおこなう制度である。

ところが、本部から実態とかけ離れた売り上げ予測や目標が示されたり、従業員給与などの経費を低く見積もるなど、オーナーが不利になる契約が問題になっている。また、売り上げ利益に定められた率を乗じて計算し本部に納めるチャージ料(ロイヤルティー)は、廃棄商品や棚卸しロスによる損失も含めて計算されることが多いため、消費期限切れによる廃棄や万引きによる損失がいくら増えても本部は打撃を受けず、オーナーの負担が増える場合がある。

大きな問題は、F Cオーナーを保護するための基本法が制定されていないことである。F C契約に関わる法律としては、中小小売商業振興法や独占禁止法などがあるが、本部の加盟店に対する様々な優越的地位の濫用について加盟店を保護する機能が働いていない。

アメリカの州やE U諸国では、F Cに対する規制法が存在し、適正に運用されている。日本においても、F Cにおける弱者の保護を目的としたF C法制定が必要であり、本議会は政府に対し、早急な制定を求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

◆十六番(西川均) ただいま今井光子議員から提案されました意見書第四号、フランチャイズ(F C)法の制定を求める意見書(案)に

賛同いたします。

○議長（中村昭） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、四十二番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。